

市では、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの削減を目的に、予算の範囲内で補助金を交付します。なお、令和2年度予算議決後に事業が確定します。

住宅用省エネルギー機器の設置費補助制度

対象となる機器および補助金額

- ①太陽光発電システム…5万円
- ②家庭用燃料電池(通称：エネファーム)…5万円
- ③太陽熱利用システム…4万円
- ④定置用リチウムイオン蓄電池…5万円
- ⑤地中熱利用システム…5万円

※同一年度に複数の省エネルギー機器を申請することはできません。

※同種の省エネルギー機器に対する補助金の交付は年度にかかわらず、1回限りとします。

対象

- 自ら居住している市内の住宅に、新たに機器を設置しようとする人
- 自ら居住するために市内に住宅を建築・購入し、その住宅に機器を設置しようとする人

○機器の使用開始時に日高市に住民登録がある人

○市税の滞納がない人

※工事着工前に申請し、補助金交付決定後に工事を行うこととなります。

申し込み

申請書に必要事項を明記し、4月1日(水)以降に必要な書類を添えて直接下記へ(土・日曜日および祝日を除く)

※申請額が予算額に達した時点で受け付けを終了します。なお、申請書は下記に備えてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ

環境課生活環境担当



相談事例

「近所で屋根工事をしていたら、お宅の屋根瓦が落ちそうになっているのが見えた。無料で点検してあげます」と事業者が訪問してきた。点検してもらったところ、「瓦がかなりずれている。このままにしておくと雨漏りする危険があるので、至急、修理が必要です。今回の屋根の瓦のずれは、先日の台風で生じたものなので、損害保険から保険金が支払われ、少額の自己負担で修理できます」と言われたので、急いで契約した。

後日、工事代として150万円の見積書をもらったが、保険金は30万円しか支払われないことが分かった。120万円も自己負担できないので工事のキャンセルを申し出ると、「解約料として保険金の30%をもらう。契約書に書いてある」と言われた。

消費者へのアドバイス

- ①「無料だから」「ついでに他の箇所もサービスで点検する」と言われても、必要のない点検は安易に依頼しないよう気を付けましょう。また、「保険金で安く修理ができる」「今日中に契約するとさらに割引する」「保険申請を代行するので、すぐに修理を」などと契約をせかされても、すぐには契約せず、複数の事業者から見積もりを取り、慎重に比較・検討しましょう。
- ②勧誘を受けた時点では、「保険金が支払われる」とは決まっていません。保険金が支払われるかどうかは、損害発生の原因や保険契約の内容によります。また、保険金が支払われたとしてもごく少額の場合もありますので、契約する前に、自身が加入している保険会社や代理店に保険契約の内容についてよく確認しましょう。
- ③訪問販売による契約は、法定の契約書面を受け取った日から8日以内であれば、契約を無条件で解約できる「クーリングオフ」が可能となります。

問い合わせ 日高市消費生活相談センター

☎989-2111

